

平成25年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成25年9月2日
午前10時00分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（15名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田眞規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第 37号 平成 25 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6号）について
- 日 程 7. 議案第 38号 平成 25 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）について
- 日 程 8. 議案第 39号 平成 25 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1号）について
- 日 程 9. 議案第 40号 平成 25 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）について
- 日 程 10. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）
- 日 程 11. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）
- 日 程 12. 認定第 2号 町道認定について
- 日 程 13. 認定第 3号 平成 24 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 14. 認定第 4号 平成 24 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 15. 認定第 5号 平成 24 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 16. 認定第 6号 平成 24 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 17. 認定第 7号 平成 24 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 18. 認定第 8号 平成 24 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 1 9 .	同 意 第 9 号	斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて
日 程 2 0 .	同 意 第 1 0 号	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その1）
日 程 2 1 .	同 意 第 1 1 号	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その2）
日 程 2 2 .	同 意 第 1 2 号	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その3）
日 程 2 3 .	同 意 第 1 3 号	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その4）
日 程 2 4 .	同 意 第 1 4 号	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その5）
日 程 2 5 .	陳 情 第 2 号	平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書について
日 程 2 6 .	陳 情 第 3 号	「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について
日 程 2 7 .	報 告 第 9 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）
日 程 2 8 .	報 告 第 1 0 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （損害賠償の額の決定について）
日 程 2 9 .	報 告 第 1 1 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）
追加日程 1 .	陳 情 第 4 号	道州制導入に反対する意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時00分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成25年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お練り合わせの上ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることができ、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてなど、22議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおり議決・ご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、7月29日から8月2日までの間、佐伯、中川両監査委員には、平成24年度決算について克明にご審査をいただき、誠にありがとうございました。深く感謝を申し上げます。

昨今は局地的豪雨による被害が急増しており、本町におきましても8月25日の大雨では床下浸水の被害がありました。一昨日に九州に接近した台風15号では特段の影響はありませんでした。

これからの本格的な台風シーズンを控え、「自らの町は、自らが守る」という自主防災体制づくりを推進するとともに、災害が発生した場合には、迅速かつ的確な対応を行い、安全安心のまちづくりをすすめてまいりたいと考えております。

議員皆さま方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単でございますけれども、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、10番、坂口議員、11番、飯高議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から9月25日までの24日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成25年第3回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る8月21日、水曜日、建設水道常任委員会を開催させていただきましたので、ご報告をいたします。

初めに、1. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについて報告を受けました。

まず、主要な幹線工事では、平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでいます岡本汚水幹線2工区工事では、7月末にシールド工法による管渠築造が完了しています。

残りの工事として、2区間の推進工事とシールド発進基地部分の復旧、各マンホール施設の築造、そして、舗装本復旧工事を今後進めるとのことです。

次に、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取り組んでいます目安汚水幹線2工区工事では、2区間の推進工事が完了し、残る5区間について立坑築造と推進工事を順次進めるとのことです。

次に、平成25年度の面整備工事は、稲葉西1丁目・2丁目地内の5工区-1工事では、立坑の築造が完了し、推進工事を進めているとのことです。

次に、神南5丁目地内の4工区－2工事、龍田4丁目地内の8工区－2工事、龍田1丁目地内の6工区－2工事、法隆寺西3丁目地内の25工区－3工事では、7月16日に入札を執行し、現在、家屋調査、地元調整等の施工計画協議を行っているとのことです。

また、法隆寺西3丁目地内の25工区－4工事、阿波2丁目地内の16工区－4工事については、8月9日に入札を執行し、今後、打合せ及び施工協議を行い、3月末の完成に向けて進めていくとのことです。

次に、公共下水道接続申請状況ですが、平成25年7月31日現在では、平成25年度に入り83件の接続申請で、申請総数が2,798件、利用世帯総数が3,181世帯となり、接続率は64.8%となっています。

次に、融資あっせん利用数については、前回の報告と同数の42件です。

また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は2件を受け付け、申請総数が38件となっているとの報告がありました。委員からは、質疑はありませんでした。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて報告を受けました。

平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けて、7月4日に関係する自治会に対する工事説明会が開催、8月19日から現地において工事着手することになっています。

次に、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等の地元調整の状況について、三室交差点付近の道路構造では、8月9日に紅葉ヶ丘自治会関係役員7名の方に対しまして、奈良国道から説明がされています。

また、今まで、いかるがパークウェイに関する説明会の開催について、三室地区自治会において拒否の姿勢を示されておりましたが、8月10日に三室地区自治会の方々を対象に、初めて地元説明会を開催。この説明会では、これまでの周辺の他の自治会との協議を進めてきた道路計画の概要の説明をされました。また、40名の住民の方が参加されています。今後、三室地区自治会並びに奈良国道とも十分調整を図りながら、ご理解を深めていただけるよう地元対応を進めていくとの報告がありました。

また、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの間では、今年度から計画的に用地取得を進められ、用地取得に必要な用地測量調査や物件補償調査を、今後、実施されていく予定となっており、現在、その準備作業が国において行われています。

次に、法隆寺線整備事業では、国道25号取付け部分の1件について、7月24日にマンション管理会社担当者から施設の配置計画の案の提案があり、協議を行ったところです。現在、提供されました施設の配置計画案を基にしまして、代替地として提供する

範囲及び面積の確定を行うための作業を、委託している奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会により進めていただいているとの報告がありました。

委員から、三室地区自治会の説明会に参加された方の意見・質問の内容について質疑があり、岩瀬橋から西詰の交差点から、西公民館への行く南北の道路は、自治会内の交流、往来もあり、また、南北の交通量等も増加していることから、三室地区の住民の方々がパークウェイ本線に進入することになる交差点となるため、横断歩道の設置や信号の設置など、自治会として安全対策など要望があったとの答弁がされています。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備に関することについてご報告を受けました。

駅北口からの南北の町道312号線、通称5号線の整備の関係で、路線東側で残っている1件について、去る7月22日に用地の売買契約の締結がされ、今後、取得用地内において支障となる物件等を撤去する予定で、支障物件が撤去されれば、町において、暫定的にこの部分を整備し、当該地南側と同様に歩行者等が通行できるよう開放していくとの報告がありました。

委員より、事業地の東側で残っている更地になっている箇所の隣接地との話し合いが進んでいるのかとの質疑があり、一応、隣接地の方とは、土地の境界についても確認をされており、当初の目的であった建物の撤去等もされており、話し合いが終わっている。また、買収が済んでいるところの電柱の撤去などについての質疑があり、一定の答弁がありました。

次に、2. 9月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けました。

(1) 町道認定について、今回の町道認定道路については、開発道路の帰属による2路線の認定です。町道4061号線では、斑鳩町龍田南4丁目509番1先を起点として、延長151.3m。次に、町道4062号線では、斑鳩町服部2丁目109番12先を起点として、延長101.4mで、都市計画法第29条によります開発道路として斑鳩町に帰属を受けた道路であるとの説明を受けました。

委員より、町道4061号線の一部区間で道路幅員が4mになっている状況について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、(2) 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び(3) 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、一括議題として説明を受けました。

まず、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、斑鳩町龍田西2丁目、チサンマンションII番館の前の町道548号線で、小学校

6年生の児童が怪我をされました。その方の治療が終わり、完治されたことから示談交渉を行い、7月10日に示談が成立し、損害賠償額が決定したとの報告がありました。

また、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）は、損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億6,042万5千円とするもので、この2議案につきましては、9月の定例議会で報告させていただく予定であるとの報告がありました。

委員より、今回の事故の箇所における対応について質疑があり、今回の場所について早急に修繕し、さらに、その周辺もチェックをして確認しているとの答弁がありました。また、他の委員から再発防止についての質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、9月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に3.各課報告事項について、まず初めに、（1）平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、当委員会所管に関することについて報告を受けました。

委員より、今回の商工会のプレミアム商品券について、以前に商工会が行っていた商品券とは違う新たな取り組みかどうかについて質疑があり、担当課より、今回、7月17日に商工会が奈良県プレミアム商品券の支援事業の採択を受け、その中で、プレミアム商品券を発行します。発行総額が1,650万円で、そのうち、プレミアム部分が10%の150万。その中で、150万の内訳としては、県から2分の1の75万、そして商工会自身が150万の20%分の30万円、そして今、募集しております取扱事業所から20%の30万円、そして、今回、町が150万円の10%、15万円、補正を組ませていただいたとの答弁がありました。これに対し、委員から、担当課として、過去の商品券の経緯を踏まえ、もっと積極的に取り組むよう指摘がありました。また、他の委員より、商工会の加入数や申請の状況について、また、耐震診断の募集についてなど質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、（2）不動産登記法第14条第1項地図作成作業の実施について報告がありました。

まず、不動産登記法第14条第1項に定める地図についての説明がありました。

その内容は、住民の皆様の大切な財産である土地は、一筆ごとにその所在、地番、地目、地積、所有者等を登記することによって、財産の保全と取引の安全が図られます。しかし、登記記録だけでは、その土地がどこにあるかわからないため、法務局の登記所、

法務局には、その土地の区画及び地番を明確に示し、現地を復元できる地図を備え付けるものとされています。これが、不動産登記法第14条第1項の規定する地図であります。また、同条第4項では、その地図が備え付けられるまでの間、これに代えて地図に準ずる図面を備え付けると規定されています。

しかし、現在、法務局に備え付けられている地図、公図の多くは、明治初期に作成された地図を基にしており、その中には、宅地開発等により地図の現況が大きく異なっている地域があります。そのため、当該地域の不動産取引、公共事業の実施等に問題が生じる地域があるのが現状です。

この現状を是正するため、法務局では、都市部において、地図と現況が大きく異なっている地籍混乱地域について、順次不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を実施するとのことです。

斑鳩町では、平成21年頃より、龍田西3丁目、6丁目、8丁目及び龍田北1丁目地区において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業の実施を、奈良地方法務局へ要望し、平成25年度・26年度の2か年により実施されることが決まり、斑鳩町としても、この作業がスムーズに実施されるよう、積極的に協力していきたいとの報告がありました。

委員より、今回の2箇所以外において、このような地籍混乱の地域があるが、町としてどのように考えているのかとの質疑があり、今後についても、引き続き他の地籍混乱地でも要望をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、(3)観月祭の開催について、担当課より報告がありました。

毎年9月22日に薪能として開催しており、今年で第20回となります。

今年度は、9月22日の日曜日に開催することで準備を進めている。また、入場料は前売券が1,000円、当日券が1,500円で、例年どおり、JR法隆寺駅南口より無料のシャトルバスを運行しているとの報告がありました。

委員より、部長会、課長会、各課ごとに入場券の割当てはしないようにとの指摘がありました。

続いて、4.その他について、各委員より質疑、ご意見をお受けいたしました。1つは、高安付近にある米寿橋東詰の歩道付近における水道の漏水の状況について、2つ目は、三代川沿いの占用区間の手続きと路面整備の進捗状況についてなど質疑があり、一定の答弁がされています。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細については、会議録に整

理させていただいておりますので、ご覧をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子議員） それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

閉会中の8月23日金曜日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

まず初めに、1として、継続審査案件、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたしました。

まず、1つとして、最終処分場のごみ積替え施設整備工事の進捗状況と今後の予定について、現在の進捗率は50%弱というところで、今後、9月下旬から10月上旬にメイン設備のダストドラム本体の搬入、設置というふうに進んだ後、外装・屋根・内部の仕上げなどの作業工程を経て、11月初旬から中旬にかけて工事が完了し、点検・検査・試運転の後、12月6日には竣工となり、平成26年1月中旬には本格的にごみ積替え作業を開始する考えであることが報告をされました。委員会としては、以前より、委員から現地調査の必要性が言われておりましたので、メイン設備のダストドラムの設置後に調査を行うことを確認させていただきました。

また、2つとして、本年4月から実施している住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業の現状について、5月末まで周知をし、6月より申請の受付を開始したところ、8月20日現在の申請数は21件となっており、当初の見込みより少ない状況となっているが、今後も引き続き周知・啓発に努めていくとの報告がされました。

3つ目として、2年目となった可燃ごみの委託処理の状況についてですが、三重中央開発株式会社において、これまで適正に運搬・処理を行っていただいているところであるが、平成25年度では、24年度より、1tあたり500円安く単価をとっていただき、3万4,650円で契約をしているところですが、7月末までの処理量については、昨年と比較して3%減少、量にして42.14t、処理費用にして約220万円の委託料の減少となっている。このことで、ごみが減れば処理費用が減るといふ、住民の皆さんにもわかりやすい状況になっているので、今後ごみの減量化に向けてさらに啓発を

していくというふうに報告がされました。委員からは、25年度の年間では処理費用がどの程度減少するとみているのかという質疑があり、現時点での予測は625万円程度であると答弁されています。

以上、継続審査については報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、2つ目といたしまして、9月定例会の提出予定議案について、あらかじめ説明を受けました。

その1、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、平成25年度の前期高齢者交付金の概算交付の確定と前年度療養給付費負担金等の精算、前年度繰上充用の執行に伴うものにより補正を要するものであると報告がされましたが、委員からは特段の質疑はありませんでした。

2つ目として、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、平成24年度の執行額の確定により、負担金、補助金、交付金の精算を行うとともに、繰越金を基金に積み増しすることが報告されました。委員からは、補正により基金の積立額がどうなっているのか、今後の基金の活用についてなど質疑があり、一定の答弁がされております。

3つ目として、平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、平成24年度における繰越金の確定と出納整理期間に発生した納付金や払戻しに関する補正であると報告がされ、委員からは特段の質疑はありませんでした。

4つ目として、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、町指定となる認知症対応型共同生活介護サービスの公募を2施設募集したところ、2つの施設から応募があり、このうちの1施設について、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金の交付を受ける計画となっており、地元の同意並びに各協議に問題点もなく、承認を得て、県と協議を行ったところ、6月27日に県からの補助金3,810万円の内示決定を受けたもので、町から補助決定をしないと工事にかかれないので、専決処分を行い、予算補正を行ったものであるという報告がされました。委員からは、2事業者のうちのと1つの事業者はどういう状況になっているのか、自己資金で行う場合と補助金を受ける場合の施設の違いについて、町が承認をする制度と変わってきているが、県の補助金を受けるだけで町は補助金を出す必要はないのかなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

以上、9月定例会の提出予定議案については、あらかじめ説明を受けて終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題として、順次報告を受けることといたしました。

その1、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、住民生活部所管のものについて説明があり、平成24年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算等執行額の確定に伴うものと、いきいきの里の駐車場の混雑時の安全を確保するために、建物前の駐車場から直接第2駐車場への進入を可能にするための工事を行うための補正について報告がありましたが、委員からは特段の質疑はありませんでした。

2つ目として、平成26年度保育所保育料について、国の基準が示され、若干の増額となっておりますが、当町においてはそのまま据え置く考えであることが示されました。これについては、特段に質疑はありませんでした。

3つ目として、地域包括支援センターの運営状況について、詳細な資料に基づいて、特に、昨年からの数字の流れと本年の特徴など報告を受けました。委員からは、アンケートの回収率について、職員の体制について、認知症対策についてなどの質疑があり、一定の答弁がされています。

また、各課からのその他の報告として、1つとして、平成25年度介護保険料の8月の年金からの特別徴収分について、これについては、4月・6月は仮徴収をして、賦課金額に変更が生じた被保険者の分につきましては、8月で本徴収とし、調整をしているところなのですが、そのデータを送る際に事務に誤りがあり、調整できない状態となって8月の特別徴収が行われたということです。これにつきましては、事務処理について、データ送付前、送付後の確認作業、こういったものをマニュアルの見直し、そしてまたチェック体制の強化等、再発防止に努めていくというふうに報告がなされました。高齢者の皆さんには、文書が送られても意味がよくわからなかったりする場合が多い。特に、普通徴収となる場合の方たちもあるというふうに説明を聞いておりますが、これらの説明について、高齢者の方たちはわかりにくいことも多いだろう、これらに対して誠実に対応し、理解をしていただくように、また、事務量に対して職員の体制に問題がないのかどうか、これが委員のほうから意見がありました。

また、その他の報告の2としては、9月14日に行われる敬老会について、3つ目としては、9月7日に行われる生き生きプラザの5周年事業についてなどが報告されました。

次に、4つ目として、その他について委員から質疑、ご意見などをお尋ねをいたしましたところ、1つとして、生き生きプラザで行われている子育て支援の事業の夏休みの過密状況について、2つとして、生き生きプラザの浴室の利用についてなどの意見が出され、町のほうからも一定の考え方が示されています。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要ですが、詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程５、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

１４番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、８月２６日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要について報告させていただきます。

まず最初に、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩町文化財活用センターの運営について、夏季特別展として、世界文化遺産登録２０周年記念事業「法隆寺を未来にたくす―法隆寺昭和大修理展―」が９月１７日まで開催されること。また、８月３１日には、当町の文化財保護審議会の会長である鈴木氏による「法隆寺昭和大修理について―古代技術の解明と復原―」という演題での記念講演が行われることなどが報告されました。

次に、斑鳩町文化財保護審議会について、６月１４日に開催され、斑鳩神社の秋祭りや町内所在の文化財の基礎的調査などについての審議が行われ、斑鳩神社の秋祭りについては、太鼓台を使用した祭礼は江戸時代後期までさかのぼれても、祭礼自体の創始があきらかにできる資料が見つからないことから、新たな資料が出てきた場合には審議を再開することとなったこと。また、今年度の町内所在の文化財の調査については、五百井地区の大方家の古文書の基礎的な調査を進めることになったとの報告がされました。

次に、こども考古学教室の開催について、こども勾玉づくり教室を、小学生が参加しやすい夏休み期間中の８月１１日に開催し、１９組４６名の方が参加いただいたとの報告がされました。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、史跡中宮寺跡整備検討委員会が６月２６日に開催され、実施設計書の作成について、史跡地東側の緑地広場については、現地形がわかるような整備手法が望ましいのではないかとといった点や、塔についても金堂と同じように、柱の想定位置に礎石を配置したほうが遺構を理解しやすいのではないかとといった点など、具体的な整備手法について指導を受け、検討委員会でいただいた意見も参考にし

ながら、実施設計の作成に取りかかっているとの報告がされました。

これらの報告に対し、質疑をお受けしましたが、委員からの質疑等はございませんでした。以上が継続審査案件に係る審査の概要です。

次に、9月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたしました。

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、理事者の説明を求めたところ、担当課長より、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,466万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億7,509万4千円とするものであり、歳入の主なものでは、平成25年度の交付税や交付金の額の決定に伴う増額補正、また、既存木造住宅に係る耐震診断支援事業及び耐震改修支援事業の実施見込件数が当初見込みを上回ることへの対応に伴う増額補正、また、溜池の耐震性等の緊急一斉点検において、新たにいかるが溜池が採択される見込みであることから、それに伴う増額補正、生き生きふれあいメモリアルベンチなどへの寄附による寄附金や、また、繰越金等による増額補正、臨時財政対策債の発行額の確定に伴う減額補正を行うものである。

また、歳出では、歳入のところで触れた以外の部分で、主なものとして、ふれあい交流センターいきいきの里の第2駐車場への歩行者用通路を拡幅し、自動車の通行を可能とする改修を行うことに伴う増額補正、また、斑鳩町商工会において、斑鳩プレミアム商品券の発行を計画されており、この10%の割増金のうち、1%をプレミアム商品券発行補助金として支援することに伴う15万円の増額補正を行うものであるとの説明がされました。これらの説明について質疑をお受けしたところ、委員より、1.メモリアルベンチ設置に伴う10万円について、2.斑鳩プレミアム商品券について質疑があり、理事者より、メモリアルベンチについては、設置工事費を含めて10万円であること。2つ目の、斑鳩プレミアム商品券については、町長より、今回は10%のプレミアムがつくこと、そのうち県が5%補助することなど、以前とは違ったメリットがあり、商工会の皆さんとも力をあわせて町内の活性化を図っていきたいとの答弁がありました。

以上、9月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項を議題とし、報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、この要綱の適用を受ける消防施設整備事業を明確にするとともに、補助金交付申請等の手続きについて整理し明

確にするための改正、及び自衛消防団の定義とそれに伴う補助金の申請手続きを明確にする改正を行うものであるという趣旨の説明とともに、各項目に沿って説明・報告がされました。報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、1. 機械器具の整備費として毎年5万円を交付するとあるが、実際の整備費に5万円かからなくても5万円交付するのか、2. 補助金使途の実態把握や精算について、3. 今回の要綱の改正が実態に則したものになっていないじゃないかという点について、4. 盗難があった場合の対応について質疑があり、理事者より、5万円の交付額については、整備費用や燃料代等のほか点検費用や研修費用も含んでおり、そうした申請が困難なものがあることや、また、残った分については、後々5万円を超える大きな修理が発生した際に使っていただけるようにと考えている。2つ目の、補助金使途の実態把握については、交付団体から予算決算と事業計画書や事業報告書を提出してもらいチェックをしていく。3つ目の、今回の改正については、6月議会で指摘を受けた、可搬式ポンプが要綱に入っていなかったという点や、これまで前年度の10月までに申請を受けて翌年度予算で対応するという原則等についても、申請がなくても町のほうで調査を行い、大まかな予算を確保していくとともに、緊急的なものについては補正で対応していくということが危機管理上必要なので、それに見合った改正をした。4つ目の、地域で火災があった際には、実際に自治会内として設置されている消火器具が初期消火に使われており、必要なものであると考えていることから、盗難などで自治会から申請があったときには早急に対応していきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、決算書等の報告書について委員会への提出要望があったのと、2つ目には、5万円の交付については、機械器具の整備という規定が実態に合っていないので、運営費や研修費など実態にあわせた形に対応できるよう要綱のあり方を見直すべきではないかとの意見があり、副町長より、予算書・決算書等については、監査委員が全補助団体の監査を行っているので、そちらのほうに提出するのでそれを見ていただきたい。2つ目については、いろいろいただいた意見を参考に、より良い要綱にしていきたいとの答弁があり、斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱については、次回の総務委員会で改めて提出していただくことを確認いたしました。

次に、斑鳩町協働のまちづくり指針についてを議題とし、報告を求めたところ、担当課長より、第4次総合計画の重点テーマである「参加と協働」を具体的に展開するため、平成24年度の7月に斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置し、協働のまちづくり条例及び指針の策定に向け、斑鳩らしい協働のしくみを検討してきた。協働のまちづく

り推進委員会では、町内のNPO・ボランティアグループ等、住民活動組織と、協働のまちづくり懇談会やアンケートを実施するなど、住民活動の実態調査及び課題整理を行い、住民と行政による協働のまちづくりを推進するために必要な事項について、斑鳩町協働のまちづくり指針（概要版）（案）として取りまとめた。

この指針案については、9月の1日開催の斑鳩町協働のまちづくりフォーラムにおいて、参加住民に説明する予定となっており、今後は、フォーラムでのアンケートや、別途パブリックコメント等を実施して、住民の意見を踏まえ、指針本編の取りまとめを行ってまいりたいとの報告とともに、斑鳩町協働のまちづくり指針の概要版案にそって説明がされました。報告に対して質疑をお受けしたところ、委員より、地域の活性化、地域活動の推進について、伝統行事や祭りに対しても補助金を出しているような地域があるのか、また、各太鼓台などに対して補助金を出していくことは検討できないかとの質疑があり、理事者より、今年度行った住民懇談会に参加された団体の中ではなかった。また、太鼓台に対して町の財政で援助していくことについては、非常に難しいとの答弁がありました。

次に、夏季一斉閉庁についてを議題とし、報告を求めたところ、担当課長より、節電対策として、電力需要の急激な増加が見込まれるお盆明けの8月19日、20日の2日間で一斉閉庁を実施をしたが、特に混乱や住民等からの苦情、トラブルなどはなかった。今回、初めての実施であり、転入・転出の受付、各種証明業務は通常どおり行うこととし、住民周知は十分行ったものの、閉庁を知らずに来庁される方や電話の対応などに必要な待機職員の体制を各課において整えて実施した。閉庁期間中の来客・電話等の状況については、通常の平日と比較すると、住民課の各種証明発行業務を除いて、全般的に来庁者数及び電話件数は少ない結果となり、住民皆さま方のご理解とご協力をいただいたものであるというふうに考えている。また、使用電力の削減状況については、役場本庁舎において、2日間で1,485キロワット時の使用電力量を削減することができた。この削減効果は、昨年8月期の使用電力量の約3.1%に相当しているとの報告がされました。報告に対して質疑をお受けしましたが、特段の質疑等はありませんでした。

次に、平成26年度幼稚園入園申込状況についてを議題とし、報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩幼稚園及び斑鳩西幼稚園では、全ての学年において定員内におさまっているが、斑鳩東幼稚園の3歳児については4名の定員オーバーとなっており、本年度と同様に、担任以外に補助教員を配置することで保育が可能であると判断し、抽選に

よることなく申込者全員を受け入れていきたいと考えているとの報告がされました。報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、子どもが増えている現状を踏まえ、将来的な予測もし、子どもたちの通学時の安全確保に努めていただきたいなどの質疑、要望があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、子ども模擬議会の結果についてを議題とし、報告を求めたところ、担当課長より、今年で19回目となり、町内の小学6年生9人と中学1年生9人、計18人の児童・生徒が一日議員となり、未来の斑鳩町というテーマでまちづくりについてのさまざまな質問を行ったとの報告がありました。

次に、その他の報告として、理事者より、第1回斑鳩町地域公共交通会議について。2つ目に、自主防災組織の設立状況について。3つ目に、平成25年度住宅・土地統計調査の実施について、それぞれ報告がありました。これらについて、特段の質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員の皆さんにお聞きしたところ、委員より、並松から東にかけての通学時間帯の交通規制について。2つ目に、先日の参議院選挙で入場券の裏面に記載された期日前投票の宣誓書について。3つ目に、飯島町との友好15周年記念として行われた各中学校同士の吹奏楽の演奏会について質疑があり、理事者より、交通規制については、並松から県道天理斑鳩線までが一本の規制になっており、警察とも協議したが、並松を除いて部分規制に変えていくには、その時の自治会すべての合意が必要だという点から、今のところ難しい。2つ目に、期日前投票の宣誓書については、表面に本人の住所が記載されているので、裏面は必要最小限の記載にとどめるよう検討していきたい。3つ目の演奏会については、今後、来場者が少なくならないような配慮をするとともに、来年度は、斑鳩町から飯島町のほうに行かせていただくという形で計画しようと考えているとの答弁がありました。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程6．議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、日程7．議案第38号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程8．議案第39号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程9．議案第40号 平成25年度斑鳩町

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程10. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程11. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、日程12. 認定第2号 町道認定について、日程13. 認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程14. 認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程15. 認定第5号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程16. 認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程17. 認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程18. 認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程19. 同意第9号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、日程20. 同意第10号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その1）、日程21. 同意第11号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その2）、日程22. 同意第12号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その3）、日程23. 同意第13号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その4）、日程24. 同意第14号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その5）、日程25. 陳情第2号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書について、日程26. 陳情第3号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について、日程27. 報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、日程28. 報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程29. 報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、以上、24議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました22議案について総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただきまして、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等をご説明いたしまして、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

初めに、風しんが、今年に入って全国的に大流行し、奈良県からの通勤が多い大阪な

どにおいても感染が急増したことから、妊娠を希望する女性等への風しんワクチン接種費用の一部助成をいち早く実施したところであり、7月末現在で、133人に助成をいたしました。現在は、風しんの流行もピークを過ぎておりますが、引き続き、その動向に留意するとともに、抗体を持たない対象者のうち、一人でも多くの方に風しんワクチンを接種いただくよう努めてまいります。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。平成26年3月末の稲葉車瀬区間の供用開始に向けての工事は、去る7月4日に関係自治会に対する工事説明会が行われ、8月19日から工事に着手されております。

また、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等につきましては、去る8月9日に紅葉ヶ丘自治会代表者を対象に、また、8月10日には三室地区自治会を対象に地元説明会を開催され、三室交差点付近の道路構造等についての概要説明が行われたところであります。

さらに、当該区間においては、計画的な用地取得を進めていく上で必要となる用地測量調査や物件補償調査の実施を予定されており、現在、その準備が進められていると聞いております。町といたしましても、円滑に事業が推進されますよう、奈良国道事務所と連携を図りながら地元調整等に努めてまいりたいと考えております。

次に、国道25号の歩道設置事業についてであります。まず、龍田大橋付近の歩道設置事業は、奈良国道事務所において継続的に用地交渉が進められており、交渉がまとまったところから順次契約を締結され、現在、建物の取壊し等に取りかかっているところと聞いております。

また、町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置事業につきましては、用地取得に向けて、用地測量調査を終え、現在、建物等の補償物件調査が行われているところと聞いております。

次に、北部配水池ドーム改修工事についてであります。老朽化した配水池ドーム屋根等の改修を行うため、昨年11月から工事に着手し、2か年の継続事業として進めてまいりましたが、周辺地域の皆様のご協力を得ることにより順調に工事を進めることができ、本年10月に竣工を迎えるはこびとなりました。既存のコンクリート製ドーム屋根をアルミニウム合金製ドーム屋根に改修されたことにより、耐震性及び耐久性がさらに確保され、今後も安全で安心できる水を安定的に供給できるものと考えております。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,466万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ87億7,509万4千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正では、第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金で、平成25年度の交付額の決定により、138万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税では、平成25年度の普通交付税交付額の決定により、5,748万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、土木費国庫補助金で、既存木造住宅に係る耐震診断支援事業及び耐震改修支援事業の実施見込件数が当初見込みを上回ることから、61万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金では、農林水産業費県補助金で、溜池の耐震性等の緊急一斉点検において、新たにいかるが溜池が補助採択される見込みから、200万円の増額補正を、土木費県補助金では、土木費国庫補助金と同様の理由により、30万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、ふるさと納税として、また、生き生きふれあいメモリアルベンチなどにご寄附をいただいたことから、26万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金、第1項繰越金では、平成24年度会計の決算余剰金の確定により、3億6,273万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入では、平成24年度の福祉医療費助成事業県補助金の精算により追加交付を受けることから、109万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、臨時財政対策債の発行額の確定により、1,120万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費では、第3目財政管理費で、生き生きふれあいメモリアルベンチにご寄附をいただいたことから、その設置費用10万円の増額補正をお願いするものであります。

また、第6目企画費では、文化振興基金にいただいた寄附金12万円の積立てをお願い

いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第5目医療対策費で、平成24年度の福祉医療費助成事業県補助金の精算に伴い超過交付分を返還することから、26万1千円の増額補正をお願いするものであります。

第8目障害福祉費では、平成24年度の障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い超過交付分を返還することから、239万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、施設利用者の利便性の向上を図るため、第2駐車場への通路整備を行うことから、その所要額251万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費では、第4目土地改良事業費で、歳入で申しあげたとおり、新たにいかるが溜池が補助採択される見込みから、200万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款商工費、第1項商工費では、第2目商工業振興費で、斑鳩町商工会において、地元の消費拡大と消費者の流出の防止を図ることを目的に10%の割増金をつけた「斑鳩プレミアム商品券」の発行を計画されており、その支援を行ってまいりたいことから、15万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、第1目都市計画総務費で、歳入で申しあげたとおり、既存木造住宅の耐震診断支援事業及び耐震改修支援事業において、当初見込みを上回る要望があることから、122万5千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じた財源4億590万3千円を留保することといたしております。

次に、議案第38号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,084万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ37億3,334万7千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金で、社会保険診療報酬支払基金からの交付を受ける本年度の前期高齢者交付金概算交付額の確定並びに本年度に納付すべき後期高齢者支援金及び介護納付金の確定により、療養給付費等負担金2,299万5千円の減額補

正をお願いするものであります。

また、第2項国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由により、財政調整交付金378万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款療養給付費等交付金、第1項療養給付費等交付金では、前年度の交付不足分の追加交付として、178万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金では、本年度の概算交付額の確定に伴い、2,338万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、国庫補助金と同様の理由により、財政調整交付金378万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款諸収入、第2項雑入では、歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額及び本予算補正の財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、2,624万1千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等で、本年度の拠出額が確定したことから、後期高齢者支援金1,595万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第6款介護納付金、第1項介護納付金で、本年度の納付額が確定したことから、介護納付金343万5千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金で、療養給付費負担金及び特定健康診査負担金等の精算に伴う超過交付分等の返還が生じたことから、4,100万3千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金では、前年度繰上充用金の執行額の確定に伴い、76万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第39号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,751万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ20億5,441万9千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正では、平成24年度の介護給付費の執行額の確定に伴う国庫負担金及び支払基金交付金の不足額について、平成25年度で交付されることから、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金で、20万1千円の増額補正を、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金で、240万1千円の増額補正をお願いするものであります。

す。

また、第9款繰越金、第1項繰越金で、平成24年度会計の決算余剰金の確定により、3,491万7千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正では、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金で、平成24年度の執行額の確定に伴い、第1号被保険者の過年度分の保険料について、還付すべき額の見込額が確定したことから44万円の増額補正を、また、平成24年度の地域支援事業に係る国・県の補助金及び支払基金交付金並びに介護給付費に係る県負担金が超過交付となったことから、その償還金として698万7千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第3款基金積立金、第1項基金積立金では、今回の補正予算において、歳入額が歳出額を上回るため、その差額を基金に積み立てるものであり、3,009万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第40号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,496万4千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正では、第5款繰越金、第1項繰越金で、平成24年度会計の決算余剰金の確定により、5万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金では、平成24年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合から保険料還付金として、受入未済分81万4千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正では、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金で、繰越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金86万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）であります。

現委員の川本佳世子氏及び上田昌功氏の任期が、平成25年12月31日をもって満了となることから、引き続き、上田昌功氏を、そして、川本佳世子氏の後任として松原眞由美氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第2号 町道認定についてであります。

開発道路の帰属による2路線の認定をお願いするものであります。

次に、認定第3号から認定第8号までの6議案につきましては、平成24年度斑鳩町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

佐伯、中川両監査委員には、暑さ厳しい中、7月29日から8月2日までの5日間にわたり厳正な審査を賜り、誠にありがとうございました。

まず、認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成24年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額が89億3,582万6千円、歳出決算額が83億3,303万3千円となり、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は6億279万2千円となりました。

この形式収支から、翌年度への繰越事業に伴う繰り越しすべき財源4,005万7千円を差し引いた実質収支額は、5億6,273万6千円の黒字となっております。

それでは、平成24年度に取り組みました主な施策について、第4次総合計画の基本施策の柱に沿って、その内容を述べさせていただきます。

第1の柱は「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。

初めに、「歴史文化」では、歴史文化資源の保全・活用として、町指定文化財の候補となりうる文化財の基礎調査を目的に、大字三井地区に所在する瓦塚古墳群の航空レーザー測量調査や測量調査を実施した法隆寺西1丁目に所在する春日古墳の範囲確認のための試掘調査を実施いたしました。

次に、歴史文化情報の発信として、春と秋に史跡藤ノ木古墳の石室特別公開を開催し、多くの方々にご来場いただきました。また、平成24年2月11日に神奈川県小田原市と締結した法隆寺ゆかりの都市文化交流協定の1周年記念として、小田原市の歴史を代表する北条氏に関わる歴史資料を展示した交流展「小田原北条氏五代 100年の興亡」を斑鳩文化財センターで開催するとともに、この展示会を記念したシンポジウムを中央公民館で開催いたしました。

聖徳太子歴史資料室では、竜田川の自然と歴史講座を開催するとともに、所蔵する「夢殿」など、貴重な書籍のデジタル撮影を行い、閲覧用の複製本の作製など資料の保存に努めたところであります。

次に、歴史文化の拠点づくりとして、史跡中宮寺跡の整備を推進するにあたり、その発掘調査の成果を取りまとめた史跡中宮寺跡発掘調査報告書を作成するとともに、史跡公園整備に向け、基礎となる史跡中宮寺跡保存整備基本設計を策定いたしました。また、斑鳩文化財センターでは、国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展を初め、本町の古代の様子

をテーマとした展示会を開催し、12,960人の皆様にご来館いただきました。

次に、「文化・芸術」では、文化・芸術にふれる機会の充実として、町制施行65周年を記念して、プロの音楽家と地元の音楽グループとの共演による宝くじまちの音楽会や東日本大震災からの復興を願い、人間の幸せや豊かさについて考える機会として、斑鳩シンポジウム「日本人の心」を開催するとともに、奈良、斑鳩の地をこよなく愛した會津八一の歌碑の寄附を受けたことから、會津八一歌碑建立除幕式を執り行いました。

また、文化・芸術情報の発信として、いかるがホールにおけるイベント情報や文化・芸術活動の情報発信の充実を図るため、いかるがホール町民ロビーに設置しているマルチビジョンのリニューアル及び映像コンテンツ制作等取り組みました。

また、「生涯学習・生涯スポーツ」であります。

まず、生涯学習の充実として、住民の学習ニーズが多様化・高度化する中、公民館・図書館が果たす役割は益々大きくなっており、公民館では、住民のニーズに合った学習機会や内容の充実をめるとともに、図書館では、開館15周年記念事業として人形劇団クラルテによる人形劇を開催し、好評を得たところであります。

また、本町における生涯学習の振興指針として、斑鳩町生涯学習推進計画を策定いたしました。

次に、生涯スポーツの充実として、住民の健康・体力づくりを推進し、走ることを通してスポーツへの関心を深めていただくために、いかるがの里・法隆寺マラソン及び斑鳩三塔健康走ろう会を開催し、多くの人々にご参加をいただきました。

次に、生涯学習・生涯スポーツ施設の充実として、平成23年度から進めている公民館改修工事では、変電設備の増設工事を行うとともに、大ホールの照明設備の改修工事を実施いたしました。

また、図書館では、DVDなどが視聴できるAVブースの機器の入替えを行うとともに、AVルームをおはなし会等が行える多目的室に改修し施設の充実を図りました。

次に、「学校教育」であります。

まず、時代に応じた教育内容の充実として、中学校では、新学習指導要領が完全実施されたことから、知識・技能の活用に重点を置いた質の高い学習活動を行うため、授業内容や授業時間が増加しているところであります。

また、従来から生徒指導面の充実や増える傾向にある特別な支援を必要とする児童・生徒への対応の充実が求められていることから、平成21年度から、本町独自で30人学級を編成し、子どもたちが落ち着いて授業に取り組み、充実感を持って学校に通える

環境整備に努めてまいりました。なお、この30人学級の編成については、平成24年度には、小学校は第4学年まで、中学校では第2学年まで、それぞれ1学年ずつ拡大したところであります。

また、小中連携教育では、国際化社会を生きるための主体性とコミュニケーション能力の育成のため、小・中9年間を通じて斑鳩への誇りと愛着を育む道德教育や、小学第4学年から外国人の英会話講師の派遣により英語を楽しく感じ、英語に慣れ親しませる英会話教育、また、中学校入学を控えた環境変化に対する不安や戸惑いを軽減することにより、小学校から中学校への円滑な進学を図る小中交流事業を推進いたしました。

次に、教育環境の整備・充実では、子どもたちが安全で安心して学校生活を送るため、夏休みを利用し、斑鳩東小学校の北館東棟、斑鳩西小学校の本館西棟・東棟及び体育館の耐震補強工事を行いました。

次に、相談体制の充実では、社会問題となっている児童・生徒のいじめや暴力行為等の問題行動について、その背景にはさまざまな要因が考えられることから、その未然防止に向けて関係機関と十分に連携をとりながら、生徒の心の悩みや不安、ストレスの解消を図り、個々の児童・生徒に対するきめ細かな支援・指導を行うための県事業のスクールカウンセラーの配置に加え、本町独自の「心の相談員」を配置し相談体制の充実を図ったところであります。

特に、いじめにつきましては、教職員全員がいじめの深刻な問題性や背景の根深さを認識し、いじめの兆候を把握したときは迅速に対応する、いじめを許さない学校づくりに努めているところであります。

第2の柱は「すこやかに生き生きらせるまちづくり」であります。

はじめに「健康づくり」では、住民の健康寿命を伸ばすこと、また、生活の質の向上を図ることを目的に、「今日の健康を明日につなげ 健康で活力ある町をめざして」を基本理念とした第2期斑鳩町健康増進計画を策定いたしました。

食育では斑鳩町食育推進計画に基づき、食への関心を深め、健康的な食生活を実践していただけるよう、子どもの食育体験教室や大人の料理教室など各年代に応じた食育の推進に取り組んだところであります。

また、専門医による糖尿病予防教室や管理栄養士による個別相談等を行い、一人ひとりの状況に応じた健康づくりを支援いたしました。

さらに、ストレスと上手に付き合い、心の健康を保つことができるよう、精神科医による講演会の開催や精神保健福祉士による個別相談を行い、心の健康づくりの推進に努

めました。

次に、予防・相談体制の充実として、定期予防接種に、新たに不活化ポリオワクチンと四種混合接種が加えられたことから、接種勧奨に努めるとともに、任意予防接種では、乳児がり患すると重症化しやすいロタウイルス胃腸炎を予防するため、ロタウイルスワクチン接種費用の一部助成を行いました。

母子保健事業では、安心して産み育てる いかるがっ子プラン（斑鳩町母子保健計画）に基づき、妊娠期から育児期、思春期のそれぞれのライフステージにあわせた事業に取り組むとともに、特に、出産直後は、母親にとって育児不安が高まることから、新生児訪問や乳幼児訪問を行い、安心して子育てができるよう支援いたしました。また、新たに一般不妊治療費・不育治療費の一部助成に取り組みました。

各種がん検診につきましては、がんの予防と早期発見のため、乳がん、子宮がん、大腸がん検診の対象となる方で節目の年齢の方に検診手帳と無料クーポン券を配付するとともに、街頭啓発や広報等で受診勧奨を行い、受診率向上に努めたところであります。

次に、「次世代育成」であります。

多様な保育ニーズに応えるために、保育所での延長保育や一時預かりをはじめ、本町以外の市町村の保育所に児童が入所できる広域入所、さらには学童保育などの保育サービスを提供するなど、乳幼児や児童の保育の充実に努めました。

また、保育園の園児の増加に対応するため、あわ保育園の給食調理室の新設を行い、給食調理室の機能の充実強化を図るとともに、待機児童をできる限り解消するため、従来の給食調理室を保育室に改修するなど保育体制の整備等に努めました。さらに、保育園の給食調理・洗浄業務につきましては、平成24年4月からたつた保育園で業者委託を導入するとともに、本年4月からはあわ保育園においても業者委託を導入し、子どもたちに安全でおいしい給食を提供しております。

また、子育てに孤立感や負担感を持っている保護者が多いこと等を踏まえ、子育てに対する安心感や充実感を得られるような親子の交流の場づくりや子育て相談、子育て支援講座などの支援を行うとともに、児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会をもって、各関係機関との連携のもと、児童の状況確認や安全確保に努めたところであります。

次に、「高齢者福祉」であります。

高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会などと連携を図り、安否や健康状態の確認を行いながら、社会参加の促進や日常生活

の支援に努めました。また、高齢者やその家族の相談に対応するなど、地域のケア体制の充実を図りました。

次に、「障がい者福祉」であります。

障がいのある人が普通に日常生活や社会生活を送り、地域で安心して暮らすことができるよう、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの提供や社会参加の推進などに努めました。介護給付・訓練等給付費や更生医療費等の支給のほか、相談支援やコミュニケーション支援などの地域生活支援事業の充実に努めるとともに、障がい者の自主的な活動に対する支援を行いました。

次に、「社会保障」であります。

少子高齢化の進展の中、経済社会を取り巻く環境は大きく変化し、住民の皆様が安心して、また自立して暮らすための大きな支えとして、社会保障の果たす役割はますます重要となっております。

こうした中、国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険制度が将来にわたり持続的かつ安定的な運営が行われるよう法定繰出による財政支援のほか、介護納付金に係る赤字額の補てんを行い、国保財政の健全化に取り組みました。

また、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、中学3年生までの医療費助成を実施するとともに、他の福祉医療費助成につきましても、対象要件等の拡大や自己負担分の助成など町独自の制度の運用を図りました。

第3の柱は「潤いのある魅力的なまちづくり」であります。

初めに「風景・景観」では、斑鳩の里の風景・景観の保全として、法隆寺、法起寺、法輪寺周辺において、三塔周辺の農地所有者のご協力のもと、景観形成作物のコスモスの栽培を行い、潤いと安らぎが感じられる風景の形成を図るとともに、観光資源の充実を図りました。

また、平成23年10月から運用している景観計画については、景観審議会を開催し、本計画の推進と適正な運用に努めたところであり、龍田地区については、奈良街道沿いに残る歴史的町並みの保全と活用を図るための基本方針を検討するため、基礎調査を実施いたしました。

次に、「自然環境」であります。

奈良県森林環境税を原資とする地域と育む里山づくり事業を活用し、NPO法人の協力を得ながら除伐等を行い里山の景観回復に努めるとともに、整備後の里山において植物の観察会やシイタケの菌打ち体験などを開催し、人と自然のふれあいの場づくりに努

めました。

次に、「道路・交通網」であります。

初めに、国の直轄事業でありますいかるがパークウェイの整備では、整備促進に向けて、国をはじめ関係機関との調整及び地元対応を行うとともに、関係機関に対し、事業予算の確保に向けた要望活動を積極的に行ったところでもあります。また、事業の進捗については、稲葉車瀬区間において昨年度に引き続いて道路整備工事が実施されており、平成26年3月末を目途に小吉田地区のモデル区間西側から岩瀬橋西詰までの供用を行うため、事業を進められているところでもあります。

また、法隆寺線の整備では、歩道照明を設置することにより歩行者の通行の安全を確保し、道路機能の充実を図りました。なお、残り1件の未取得事業用地については、今後も地権者にご理解をいただけるよう継続的に交渉を行い、早期に国道25号と接続して事業効果を発揮できるよう努めてまいります。

次に、国道25号の歩道設置事業では、龍田大橋付近において、奈良国道事務所により交渉がまとまったところから順次契約を締結され、現在、建物の取壊し等に取りかかっているところであり、また、町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間においては、用地取得に向けて関係者との調整を進めていただいているところでもあります。

また、町道の管理については、適正な道路機能を維持するため、橋りょうの長寿命化修繕計画に基づき、点検を実施いたしました。

次に、「住宅・生活環境」であります。

まず、市街地の整備として、住宅の耐震化に向けた取組みの普及、啓発を主な目的として、昭和56年以前に建築された既存木造住宅を対象に、耐震診断員を派遣し、診断費用の助成を行う既存木造住宅耐震診断支援事業に取り組んでおり、平成24年度では24件の住宅に対して助成を行いました。また、既存木造住宅の耐震改修工事に対する費用の一部を助成する「既存木造住宅耐震改修支援事業」については、6件の住宅に対して助成を行ったところでもあります。

さらに、NPO法人との共催により、住民フォーラム「住まいの耐震化のすすめ」を開催し、建築士の方から奈良県で予想される大地震の被害想定のほか、耐震診断や耐震改修工事の方法などについて講演をいただき、耐震化に対する知識の普及を図りました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業では、駅北口の5号線（町道312号線）整備について、地権者との継続的な協議調整を行いました。

第4の柱は「安全で快適なまちづくり」であります。

温暖化を初めとする地球環境問題は、日常生活そのものが深く結びついていることを認識し、私たち一人ひとりが自らの問題としてとらえ、生活様式のあり方を見直す必要があることから、親子環境教室、地球温暖化防止教室などの体験型学習会を開催し、地球環境問題への正しい認識と環境に負荷を与えない生活様式のあり方等について、考える機会の提供に努めました。

また、こどもエコクラブや環境保全推進委員の活動に対し支援を行うとともに、これまで行政、事業所などがそれぞれの立場で取り組んできた温室効果ガスの排出抑制について、連携、協働した取組みを進めるため、行政、事業所、住民で構成する地球温暖化対策地域協議会を、奈良県の町村で初めて設立し、共通した実践活動を通して持続可能な地域づくりをめざしました。

また、事業所、住民の取組みの模範ともなるISO14001につきまして、ISO登録団体として、環境マネジメントシステムの見直しを図りながら、地球環境負荷の低減に努めたところであります。

次に、「ごみ・し尿」であります。

依然として、埋立て処分場の残余容量の逼迫といった全国的な課題に加え、本町においては、焼却施設の老朽化への対応といった独自の課題を抱えていたところであります。

こうした中、その課題に対応するため、平成23年度末で衛生処理場での焼却処理を廃止いたしました。平成24年度においては、可燃ごみの処理を民間業者に委託しながら、ゼロ・ウェイストの考え方を持った脱焼却・脱埋立てを新たなごみ処理の方針に掲げ、木くず・草類の分別収集、紙類の分別徹底呼びかけ、生ごみ分別収集モデル事業の拡充などのごみ減量化・資源化事業を実施するとともに、ごみのゆくえ体験ツアーや環境井戸端会議の開催、家庭生ごみ減量化奨励、資源物集団回収の奨励などの啓発事業を行い、焼却ごみの減少に努めました。

また、本町で行うイベントにおいて、「くりかえし使ってくれてありがとうき市」を開催し、陶磁器などのリユース、リサイクルを通じて、物を大切に作る心を育むとともに、不燃ごみの減少に努めたところであります。

さらに、可燃ごみを初めとするごみ・資源物の積替え、運搬の効率化を図るため、平成24年度から2か年の継続事業として、ごみ積替え施設の本施設の整備を進めるとともに、衛生処理場焼却棟の解体撤去に向けて、衛生処理場解体計画を作成いたしました。

なお、最終処分場、鳩水園などの衛生処理施設につきましては、周辺環境に十分配慮

し、適正な管理運営に努めたところであります。

次に、「防災・防犯」であります。

住民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な使命であります。災害や犯罪などの対策は、行政が取り組むべき重要な課題となっており、特に自然災害は、住民の生命と財産に多大な影響を及ぼすものであります。

そうしたことから、引き続き、災害用備蓄品等を購入するとともに、非常時の通信手段を確保するため衛星携帯電話等を役場庁舎及び生き生きプラザ斑鳩に設置し、災害物資の備蓄に努めました。

また、消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図り、火災時における迅速、的確な消火活動に資するため消防操法大会に出場するとともに、10月には、自主防災の必要性が高まる中、自主防災組織設立及び活動に対する補助制度を創設し、地域の防災力の強化を図りました。

さらに、防犯対策として、防犯灯維持管理等への助成や住民の自主防犯意識の高揚に向けた町民集会の開催等を行い、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の形成に努めたところです。

第5の柱は「活力とにぎわいのあるまちづくり」であります。

初めに、「農業」では、食生活の変化により、食料自給率は低下傾向にあり、国内の食料供給を支えている農業、農村は、農業者の減少や高齢化、所得の減少等による担い手不足、遊休農地の増加などさまざまな問題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、国においては、農業、農村の活力と食料自給率の向上に向けたさまざまな施策が講じられていますが、本町では、引き続き農業委員会において耕作放棄地全体調査を実施し、地域ごとの解消計画を策定しながら、遊休農地の解消に向けた取組みを進めるとともに、新たな担い手として期待される営農組織等の法人化に向けた検討会、研修会を開催いたしました。

また、そば、菜の花、黒米、ジャガイモを実証試験展示圃で栽培し農家への栽培普及に努めるとともに、栽培サポーターを募り、サポーターの方々と一緒に栽培することで、食や農への理解を深めました。

さらに、青年の就農意欲と就農後の定着を図るため、国の補助制度を活用して、新規就農者の支援を行ったところであります。

次に、「商工業」であります。

東日本大震災の影響や長引く景気低迷により、消費者の購買意欲は向上せず、民間需

要が低迷しており、中小企業の経営環境は厳しさを増しています。

こうした中、懸命に経営努力をされている町内の商店や事業者の経営の安定化を図るため、引き続き、債務保証料補給金を通して支援いたしました。

また、引き続き、生駒郡商工会広域協議会が実施する「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴」をともに開催し、商工会や商工業者の皆様と連携しながら、観光ビジネスを通して地域振興を担う人材育成の機会づくりに努めました。

次に、「観光」であります。

本町の法隆寺を中心とした通過型観光から、散策型・回遊型・着地型観光へ転換するため、豊富な地域資源を生かしたまちなか観光を推進するとともに、まちあるき観光拠点づくりの推進計画の策定に取り組みました。また、観光客の快適な移動及び適切な誘導を行うため、観光案内等サイン等の現地調査を行いました。

また、町制施行65周年を記念して斑鳩の里ふるさと秋祭りを開催し、先人から受け継いできた太鼓台を多くの方々に知っていただくとともに、住民が自ら参加し楽しむ機会を提供することにより、ふるさと斑鳩への一層の愛着を育んだところであります。

さらに、本年で5年目を迎える斑鳩市は、友好都市である長野県飯島町、兵庫県・大阪府の両太子町をはじめ、正岡子規ゆかりの地である愛媛県松山市、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を締結した神奈川県小田原市、世界遺産のある兵庫県姫路市や北海道斜里町、さらには會津八一ゆかりの新潟県新潟市や奈良県南部の十津川村、野迫川村、川上村にもご参加いただくなど、年々盛大な催しとなってきております。今後とも、この催しを通して、地場産業と地域観光の活性化を図るとともに、これらの地域との交流を深め、観光客の誘致などにつなげてまいりたいと考えております。

次に、「消費生活」であります。

消費者被害は、インターネットでの商品の購入や取引でのトラブル、巧妙な手口で高齢者を狙った訪問販売など複雑・多様化しています。

これら被害の未然防止に向けて、被害発生状況や被害者の保護に関する情報の提供を行うとともに、引き続き、近隣町との広域連携により消費生活相談窓口を設けたほか、全国消費生活情報ネットワーク・システム端末機を設置し、情報検索等の強化を図りました。

第6の柱は「ともに築く協働のまちづくり」であります。

初めに、「コミュニティづくり」では、少子高齢化の急速な進展を背景に、子どもへの虐待や独居老人の孤独死などが社会問題となっており、地域での子育て支援、高齢者

の見守り、災害時要援護者への支援など、互いに助け合い支え合うコミュニティを再構築する必要があります。コミュニティ活動は、安全と安心のまちづくりに欠かせない重要な役割を担っていることから、自治会組織を初め、子ども会や老人クラブなど、住民団体の自主的な活動を支援し、住民のコミュニティに対する意識の向上やコミュニティの活性化に努めました。

また、地域住民を初め、さまざまなグループや団体のコミュニティ活動の拠点として、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館を整備いたしました。本年4月1日の開館以来、多くの住民団体等にご利用いただいております。

さらに、地域集会所施設の整備に対して、地域集会所施設整備費補助金の補助率及び補助限度額を拡充するとともに、新たに備品購入に対する補助制度を新設し、コミュニティ施設の整備・充実に努めました。

次に、「住民の参加と協働」であります。

少子高齢化や住民ニーズの多様化など、さまざまな課題に対応するには、住民と行政が協働してまちづくりを進める必要があることから、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を開催し、協働のまちづくり条例や指針の策定に向け、斑鳩らしい協働のしくみについて検討するとともに、町内のNPO・ボランティアグループ等住民活動団体と協働のまちづくり懇談会を開催するなど、住民活動の実態調査を進めました。

次に、「情報化」であります。

庁内のネットワークを初め、役場庁舎と水道庁舎、生き生きプラザ斑鳩、いかるがホール、中央公民館、西公民館、東公民館、すこやか斑鳩スポーツセンター、斑鳩文化財センターを光回線で接続して、日常業務の効率化を図っております。

また、施設の空き状況の確認や予約申請ができる施設予約システム、職員採用試験の申込みについての電子申請サービスを提供し、住民の利便性の向上と業務の効率化に努めました。

最後に、「行財政」であります。

初めに、計画的な行財政運営として、住民のライフスタイルの多様化に対応するべく、新たな公金収納方法として、平成24年4月からコンビニ収納・ペイジー収納の運用を開始いたしました。これにより、24時間納付が可能となり、納税時間や場所の制約が軽減され、納税の利便性の向上を図ることができました。

さらに、第3次斑鳩町行政改革大綱実施計画の達成度を踏まえ、住民の最も身近な基礎自治体として、住民ニーズを的確に把握し、住民生活の安定を最優先とした行政サー

ビスを継続的・効率的に展開していくことによって、住民と行政の協働のまちづくりをめざすとともに、受益者負担の原則による行政サービスの提供など新たな視点を加えた第4次行政改革大綱（平成25年度～平成32年度）の策定を完了し、その実施計画の策定に取り組みました。

また、斑鳩町土地開発公社につきましては、本町のまちづくりにおいて大きな役割を果たしてきたところですが、土地価格の下落が続き、土地の先行取得の必要性が減少するなど、土地開発公社の存在意義が失われ、公社の長期保有地の問題が全国的に表面化する中、当公社における監査の審査意見等を踏まえ、平成24年9月議会で解散の議決をいただき、本年2月14日に清算を結了いたしました。

以上が、平成24年度斑鳩町一般会計に係る主な施策の取組みの概要であります。

次に、認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

国民健康保険を取り巻く環境は、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化・疾病構造の変化などにより、医療費は年々増加し、雇用基盤の変化等の影響も受け、国民健康保険財政の運営は非常に困難な状況となっております。

こうした中、平成24年度歳入歳出決算は、歳入総額は30億5,025万5千円、歳出総額は35億549万1千円で、収支差引額は4億5,523万6千円の歳入不足となりました。

このため、平成25年度会計において、繰上充用の予算補正措置を行い、決算を終えております。

なお、平成24年度の国民健康保険財政は、単年度収支では黒字となりましたが、被保険者の高齢化が進む中、保険給付費につきましては、今後も増加するものと予想されることから、引き続き、医療費の適正化と保険税収入の確保に努めながら、現在、国が進めております社会保障制度の改革等の動向に注視し、国民健康保険の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第5号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は316万9千円、歳出決算額は40万円で、実質収支額は276万9千円となっております。

財産区財産（下司田池）の適正な管理に努め、溜池の水環境の悪化による悪臭を防止し、良好な生活環境を保つため、引き続き、水中瀑気ポンプを運転いたしました。

次に、認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

公共下水道事業につきましては、整備区域の拡大と水洗化の促進を図り、歳入決算額13億319万1千円、歳出決算額13億305万6千円で、収支差引額は13万5千円となり、翌年度への繰越事業に係る財源13万5千円を差し引いた実質収支額は0円となっております。

まず、公共下水道の整備では、本町の主要な幹線管きよの工事といたしまして、平成23年度から平成25年度までの3か年の継続事業として岡本汚水幹線2工区工事に取り組むとともに、新たに平成24年度から平成25年度までの2か年の継続事業として目安汚水幹線2工区工事に着手いたしました。

また、面整備では、神南地区、稲葉車瀬地区、龍田地区、法隆寺西地区において、約10ヘクタールの整備を完了し、整備済み面積は182ヘクタールとなりました。

次に、公共下水道の接続状況では、248件の接続申請をいただき、申請総数は2,715件、接続率では64%となり、公共下水道の利用促進を図りました。

今後も、公共用水域の水質保全と快適な生活環境に向けて努めてまいります。

次に、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

介護保険事業は、介護を必要とする人やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、また、介護が必要な状態とならないよう、介護サービスの安定的な供給や介護予防事業に努めてまいりました。

また、平成24年度の介護保険料につきましては、平成26年度までの3か年を計画期間とする「第5期介護保険事業計画」で見込んだ給付額に基づき、年間基準額5万8,700円をもって賦課を行いました。

平成24年度歳入歳出決算額につきましては、歳入決算額が18億6,639万3千円、歳出決算額が18億3,047万7千円、収支差引額は3,591万6千円の歳入超過となりました。

なお、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金に係る超過交付分または不足分については、平成25年度会計において精算することになっております。

次に、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成20年4月から新たな医療制度として開始された後期高齢者医療制度につきまし

ては、市町村の業務として、保険料の収納管理のほか、保険証の引渡し、各種申請や届出の受付などを行い、医療サービスの安定的な提供に努めております。

平成24年度歳入歳出決算は、歳入総額が3億1,488万8千円、歳出総額が3億1,483万8千円で、収支差引額は5万円の歳入超過となりました。この歳入超過は、出納整理期間中に収納のあった保険料等で、平成25年度会計に繰り越し、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、制度の始まりから5年が経過し、定着してきておりますが、国における高齢者医療制度の議論もあり、その動向には十分に注視し、適正な運営に努めてまいります。

次に、同意第9号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてであります。

現委員の川本博氏の任期が平成25年9月30日をもって満了することから、引き続き、川本博氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第10号から同意第14号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その1）から（その5）であります。

現委員の葛本博美氏、長坂成行氏、中面達也氏、向平美氏及び吉川裕子氏の任期が、平成25年9月30日をもって満了となることから、引き続き、葛本博美氏、長坂成行氏、中面達也氏、向平美氏及び吉川裕子氏に委嘱いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）であります。

本議案は、民間事業者が設置する認知症高齢者グループホームの整備に伴う県補助金の受入れ及び整備補助金の交付に関する予算補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,810万円を追加し、歳入歳出それぞれ83億6,040万円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成25年6月28日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成25年4月27日、斑鳩町龍田西2丁目地内の町道548号線におきまして、小

学校6年生の児童が歩行中につまずき右足の骨折をされた事故につきまして、今回示談が成立し、その損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成25年7月10日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものがあります。

次に、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

本議案は、先の報告第10号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う、損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ8億6,042万5千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成25年7月10日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものがあります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ここでお諮りいたします。本日提出をされています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程10. 諮問第1号、日程11. 諮問第2号、日程19. 同意第9号から日程29. 報告第11号までの以上13議案を除く町長提案説明の11議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程6. 議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 7. 議案第 38 号 平成 25 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第 38 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 38 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 8. 議案第 39 号 平成 25 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第 39 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 39 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 9. 議案第 40 号 平成 25 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第 40 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 40 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 10. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）、日程 11. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）、以上 2 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき一括議題とし、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号、諮問第 2 号については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、諮問第 1 号並びに諮問第 2 号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）並びに（その 2）につきまして説明をさせていただきます。

現委員の川本佳代子氏及び上田昌功氏の任期が、平成 25 年 12 月 31 日をもって満了となりますことから、上田昌功氏を引き続き推薦することについて、また、川本佳代

子氏の後任といたしまして、新たに松原眞由美氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第1号から順次議案書を朗読させていただきまして、説明とさせていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目3番24号

氏 名 上田 昌功

生年月日 昭和28年12月28日

なお、上田氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございまして、朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第2号でございます。議案書を朗読をいたします。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町東福寺1丁目2番38号

氏 名 松原 眞由美

生年月日 昭和25年5月19日

なお、松原氏の略歴につきましても、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご了承を賜ります

ようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑討論を省略し、一括して適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、満場一致をもって適任であるとの意見を付し答申することに決定いたしました。

続いて、日程12. 認定第2号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、認定第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第2号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 認定第3号から日程18. 認定第8号までの6議案は、いずれも平成24年度各会計に係る決算認定案件であります。

よって、会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、日程13. 認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程14. 認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程15. 認定第5号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程16. 認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程17. 認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程18. 認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました6議案について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、認定第3号から認定第8号までの6議案に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています6議案につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第8号までの6議案については、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、嶋田議員、坂口議員、厚生常任委員会から、小林議員、伴議員、建設水道常任委員会から、小野議員、木澤議員、広報発行常任委員会から、宮崎議員、以上7名の議員を指名いたします。

各議員にはよろしく願いをいたします。

続いて、日程19. 同意第9号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) それでは、同意第9号の斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてご説明をさせていただきます。

現委員であります川本博氏の任期が、平成25年9月30日をもって満了となりますことから、川本博氏を引き続き任命することについて、議会の同意を求めるものでござ

います。

それでは、議案書を朗読させていただきます、説明とさせていただきます。

同意第9号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町興留東1丁目10番15号

氏 名 川本 博

生年月日 昭和36年10月8日

なお、川本氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございまして、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

同意第9号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議案書に添付していただいている略歴なんですが、資料っていう形なんですが、一応、議案書に添付していただけてますので、職歴の下から3番目が平成9月4月になってますんでね、この点は訂正をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 申し訳ございませんでした。今、ご指摘のとおり資料が間違っておりますので、資料の訂正ということでさせていただきます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程20. 同意第10号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意

を求めることについて（その１）、日程２１．同意第１１号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その２）、日程２２．同意第１２号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その３）、日程２３．同意第１３号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その４）、日程２４．同意第１４号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その５）、以上５議案を会議規則第３７条の規定に基づき一括議題とし、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１０号から同意第１４号までの５議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、同意第１０号から同意第１４号の斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについてご説明をさせていただきます。

現委員であります葛本博美氏、長坂成行氏、中面達也氏、向平 羨氏、吉川裕子氏の任期が、平成２５年９月３０日をもって満了となりますことから、引き続き、葛本博美氏、長坂成行氏、中面達也氏、向平 羨氏、吉川裕子氏を引き続き公文書開示審査会委員として委嘱することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、同意第１０号から順次、議案書を朗読させていただきまして、説明とさせていただきます。

同意第１０号

斑鳩町公文書開示審査委員会委員の委嘱について同意を求めることについて（その１）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第１４条第４項の規定により、議会の同意を求めます。

平成２５年９月２日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町五百井１丁目１番２０号

氏 名 葛本 博美

生年月日 昭和34年4月20日

なお、葛本氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、同意第11号でございます。

同意第11号

斑鳩町公文書開示審査委員会委員の委嘱について同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町高安1丁目3番8号

氏 名 長坂 成行

生年月日 昭和24年4月6日

なお、長坂氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読については省略をさせていただきます。

続きまして、同意第12号でございます。

同意第12号

斑鳩町公文書開示審査委員会委員の委嘱について同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面 達也

生年月日 昭和40年2月22日

なお、中面氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、同意第13号でございます。

同意第13号

斑鳩町公文書開示審査委員会委員の委嘱について同意を求めることについて（その４）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第１４条第４項の規定により、議会の同意を求めます。

平成２５年９月２日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町小吉田２丁目１６番１９号

氏 名 向平 羨

生年月日 昭和１３年１月３１日

なお、向平氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございまして、朗読につきましては省略をさせていただきます。

最後に、同意第１４号でございます。

同意第１４号

斑鳩町公文書開示審査委員会委員の委嘱について同意を求めることについて（その５）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第１４条第４項の規定により、議会の同意を求めます。

平成２５年９月２日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町服部１丁目７番２６号

氏 名 吉川 裕子

生年月日 昭和１６年１２月８日

なお、吉川氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございまして、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

同意第１０号から同意第１４号までの５議案について、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号から同意第14号までの5議案については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程25. 陳情第2号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号は総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程26. 陳情第3号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号は総務常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手許に配布をいたしております、追加日程1. 陳情第4号 道州制導入に反対する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 陳情第4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 陳情第4号、道州制導入に反対する意見書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第4号は議会運営委員会に付託いたします。

続いて、日程27. 報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) それでは、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第9号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処분을朗読いたします。

斑専第6号

専決処分書

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年6月28日

斑鳩町長 小城 利重

このたびの補正予算の内容でございますが、本年3月に第5期介護保険事業計画の給付見込みに基づきまして、町指定となります認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知高齢者グループホームでございますが、その2施設を公募いたしましたところ、2つの事業所から、募集と同数の2施設の応募がございました。このうちの1つの施設につきまして、県の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金の交付を受ける資金計画となっており、地元の同意も含め、その他の協議内容等について特に問題点がなかったことから、その計画の内容を承認いたしますとともに、県に対しまして当該補助金に係る事前協議を行ったところでございます。

その結果、6月27日付けで補助金3,810万円の内示決定を受けたものでございますが、町が県に対しまして当該補助金の申請を行うこと及び町が事業者に対して補助金の交付決定を行うにあたっては、町の予算計上が当然に必要であること、また、事業者は町からの補助決定がないと工事着工ができず、計画どおり年度内での竣工が困難となりますことから、6月28日付けで専決処分により予算補正を行ったものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき、ご説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入でございます。第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金でございます。老人福祉費県補助金で介護基盤緊急整備等臨時特例補助金3,810万円を増額補正いたしましたものでございます。

続きまして、6ページの歳出についてでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費でございます。負担金補助及び交付金におきまして、歳入予算の補正額と同額の3,810万円の増額をいたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。総則を朗読いたします。

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,360,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月28日 専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、議会の委任によります町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の説明といたします。皆さま方にはよろしく願い申しあげます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を終わります。

続いて、日程28. 報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程29. 報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、報告第10号、報告第11号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の報告を求めます。

藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) それでは、報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号))について報告させていただきます。

それでは、まず報告第10号について説明をさせていただきます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会により指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続いて専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年7月10日

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、3枚目の損害賠償の額の決定について、続いて朗読をさせていただきます

す。

損害賠償の額の決定について

町道548号線の斑鳩町龍田西2丁目地内で、道路の維持管理上において瑕疵があり、歩行中につまづき右足の骨折という被害を与えたことによる損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 24, 199円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町龍田北5丁目2番34号-303号
松本 昌和（親権者）

でございます。

この件は、本年4月27日、土曜日、午後4時頃、龍田西2丁目地内の町道548号線におきまして、小学6年生の松本様がチサンマンションⅡ番館前の水路にかかりますグレーチング蓋とコンクリート蓋の隙間に、サンダルのつま先が入り転倒して、右足を骨折され治療を行っておられました。

先月、治療を終えられ完治されたことから7月10日に示談が成立したことによりまして、松本様に2万4, 199円の損害賠償を行うことで、同日付けで専決処分をさせていただきますので、報告させていただきます。

以上で報告第10号の説明とさせていただきます。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第11号について説明をさせていただきます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第11号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会により指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年7月10日

斑鳩町長 小城 利重

これは、先ほど説明させていただきました報告第10号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことによる予算の補正でございます。

補正予算書の5ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。第20款諸収入、第5項雑入、第5節雑入に総合賠償補償保険金といたしまして、新たに2万5千円を増額補正するものでございます。

次に、6ページでございます。歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補填及び賠償金に賠償金といたしまして、新たに2万5千円を増額補正するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,360,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年7月10日 専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25

年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明9月3日から9月4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午後 0時20分 散会 ）